住所　東京都豊島区上池袋２丁目42番１号
石愛佳　平成８年１月12日生
住所　東京都中野区野方４丁目31番６号
柳智恩　昭和61年２月７日生
住所　東京都渋谷区代々木５丁目14番19―1101号
朴重徳　昭和52年３月７日生
住所　富山市稲荷元町１丁目１番24―503号
文勇武　昭和47年９月５日生
住所　富山市岩瀬古志町12番地
朴清人　昭和50年８月28日生
住所　大阪府松原市三宅中４丁目15番36号
李順子　昭和22年12月７日生
高千春　昭和51年３月８日生
住所　山梨県甲斐市篠原2013番地２
パイリン・ムカワ　昭和63年４月19日生
住所　群馬県伊勢崎市上泉町231番地８
ジョバナ・エミ・サキハラ・ナカホド　平成５年５月20日生
住所　岐阜県瑞穂市野田新田3879番地１
榮遠均　昭和46年５月29日生
権釗　平成９年９月７日生
住所　大阪市東成区玉津２丁目９番23号
金炳琁　昭和39年12月１日生
金英姫　昭和41年11月13日生
金泰明　平成８年７月21日生
住所　大阪府高石市高師浜４丁目８番35号
翰琳　昭和54年８月７日生
住所　兵庫県西宮市松下町４番10号
康杏子　昭和60年８月29日生
住所　大阪府松原市南新町５丁目12番13号
李英浩　昭和45年８月21日生
住所　大阪府松原市高見の里６丁目10番９号
李貴水　昭和47年５月２日生
住所　奈良県大和郡山市城町1797番地10
李永明　昭和52年５月12日生
住所　京都府京丹後市峰山町菅161番地５
白聡実　昭和44年12月５日生
翔修―郎　平成10年１月17日生
翔亮太　平成11年９月20日生
翔美月　平成12年11月23日生
住所　川崎市幸区鹿島田１丁目14番３―107号
荘葉　平成元年10月５日生
住所　千葉県市川市大洲３丁目12番９―401号
荘苑　平成６年１月８日生

○財務省告示第三百六十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十八年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	二○トン
四	二○、九六六トン
五	一、○一六トン
六	二四○トン
七	七トン
八	六・七トン
九	二九、六六七トン
一○	五、九七三トン
一一	一二、三八五トン
一二	四五、三五○トン
一三	三、六八六、二九四トン
一四	八二二、二七四トン
一四の二	四○三、八二三トン
一五	四三三トン
一六	三、六三八トン
一七	八三、六二六トン
一八	一一、二七八トン
一九	七八九トン
二○	五五二トン
二一	一八、三○三トン
二二	一五五トン
二三	三、九○五トン
二四	六二トン
二五	○トン
二六	三、三六五トン
二七	一一、二七九トン
二八	七トン
二九	二五八トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	三、六八六、二九四トン
一四	二四七、七一七トン

○財務省告示第三百六十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十六万二百十トン

二　冷凍牛肉　二十万千五百十一トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万八千三十七トン

二　冷凍牛肉　八万三千三百六十一トン

○財務省告示第三百七十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十一万六千四百十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十一万六千四百四十一トン

○財務省告示第三百七十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十八年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十八年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　八万七百六十七トン

二　冷凍牛肉　十一万五千三百十八トン